



校報松風

1・2年生なかよし集会～さくらんぼペアでお友達に～

5月13日（金）、1・2年生が「なかよし集会」で交流しました。さくらんぼペアで名前や好きな食べ物などを紹介し合ったり、みんなで校歌を歌ったり、〇×クイズをしたりして楽しく過ごしました。最後に、2年生がペアの1年生に昨年育てたアサガオの種をプレゼントしました。添えられた手紙には「きれいなはながさくから、だいにそだててね」と書かれており、1年生はうれしそうに読んでいました。

1年生は、「ペアのお兄さんと仲よくなれました。楽しかったです。」「アサガオの種をもらってうれしかったです。」と感想を発表していました。2年生は優しいお兄さん、お姉さんぶりを発揮して、楽しい集会にしてくれました。これからも、さくらんぼペアで様々な活動をして交流を深めていきたいと思ひます。



【手紙をうれしそうに読む1年生】

身を守る集会～不審者から身を守るために～

5月17日（火）の2校時、「身を守る集会」を行いました。集会とはいっても、今回は、感染防止のため各教室で行いました。不審者から身を守るための教材用動画を見て、**いかのおすし**「いかない（知らない人についていかない）、のらない（知らない人の車に乗らない）、おおきな声を出す、すぐ逃げる、しらせる（何かあったらすぐ知らせる）」の約束などを確認しました。その後、1～3年生は「万引き防止」について、4～6年生は「インターネットでのトラブル防止」についての動画も視聴しました。動画を見た後は、感想を書いて紹介し合いました。

今回の学習を安全・安心な生活に役立ててほしいと思ひます。



【真剣に動画を見る3年生】

お知らせとお願い

○ 7月のPTA授業参観日の変更

4月に配付したPTA総会資料では、7月のPTA参観日を7月14日（木）とお知らせしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況や対外的な行事の関係で次のように変更させていただきたいと思ひます。ご理解とご協力をお願いします。

- ・ 7月13日（水）13時35分～14時20分 出席番号16番～
- ・ 7月15日（金） 〃 出席番号 1～15番

詳細は、後日配付される「PTA授業参観日のご案内」をご確認ください。

○ 熱中症予防

熱中症に注意が必要な季節になってきました。登下校中や外での活動の際には帽子の着用を勧めています。登校時に帽子をかぶるよう声を掛けてください。

また、登下校中に息苦しさを感じたり、暑くて大変なときは、マスクを外してもよいことにしています。（周りに人がいるところでマスクを外したら、話はしません。運動するときや外で遊ぶときは、基本的にマスクを外すことにしています。）

○ いじめ防止基本方針

裏面に、今年度の新山小学校「いじめ防止基本方針」を載せました。この方針に基づき、いじめの防止、早期発見・早期解決に努めて参りたいと思ひます。放課後や休日等、友達の家に出かけた際のマナーについて気になる行動もあるようです。心配なことや気になることがございましたら、学級担任や学年主任、生徒指導主事（佐藤）、教頭（安齋）まで、ご連絡ください（新山小学校 電話22-1420）。

新山小学校いじめ防止基本方針

【令和4年4月1日改訂】

[いじめに対する基本的な考え]

『いじめ』は、被害者はもちろん、加害者にとっても辛く悲惨なものであることを全職員共通認識し、「いじめは決して許されないこと」といった基本姿勢を全校児童と保護者に伝えていく。そのため、全職員が「いじめ防止対策推進法第2条」をはじめ、文部科学省、秋田県、由利本荘市の基本方針を理解するとともに、その未然防止に関わる研修会等を通じて、全校児童が安心して学校生活を送ることができる取り組みや活動について共通理解し共通実践につなげていく。

[いじめ防止対策委員]

校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育主任、
道徳主任、特別活動主任、養護教諭、(必要に応じて)スクールカウンセラー(S C)、
スクールソーシャルワーカー(SSW)

[いじめの防止]

- ① いじめについての具体的な行為(仲間はずれ、無視、暴力、恐喝、悪口など)について児童や保護者に示し、それは卑怯な行為であり、また、人間として恥ずかしい行為であることも明確に伝えていく。
- ② 全職員で「いじめ防止プログラム」の内容を共通理解し、その活動を各教科等において年間を通して計画的に系統的に取り入れる。
- ③ 「いじめ防止プログラム」の活用にあたっては、各学年部や縦割り活動グループの担当者間や道徳主任、特活主任との連携を密にしていく。
- ④ 情報モラル教育の推進に努め、情報ツールの適切な活用について指導していく。
- ⑤ 各教科等の指導内容を人権教育の視点から見直して指導に当たり、自他の大切さを認め、互いを尊重し協働することができる子どもの育成に努める。
- ⑥ 日々の学校生活全般において、全職員が生徒指導の三機能(自己存在感の認識・共感的人間関係の構築・自己決定の場の設定)を生かした指導を継続し、併せて授業改善に積極的に取り組む。
- ⑦ 全職員で、児童と触れ合う場を意図的に設定する。

[早期発見]

- ① 学級担任と学年部職員、T T担当、養護教諭、支援員等で、一人一人の児童について観察しながら情報交換を行っていく。
- ② 児童との触れ合いの中で、一人一人の表情やつぶやき、また遊びのグループの様子等を注意深く観察していく。
- ③ 年4回の校内いじめアンケートを実施し、いじめの有無やその内容などの実態及び学級に対する満足度等について把握する。

[いじめに対する措置]

- ① いじめの情報や気付きがあった場合は、すぐに学級担任や学年部の生徒指導担当者が中心となり、情報を集める。いじめの被害児童や加害児童、見聞きした児童、関係職員等から詳細な情報を聴き取り事実確認をする。
- ② 関係職員(校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、関係機関等)で組織をつくり、情報を共有するとともに、役割分担をしながら指導・支援方法を検討・確認する。必要に応じていじめ防止対策委員会を開催し、共通理解を図ったり対応策を検討したりする。
- ③ 被害児童に対し、「全力で守る」ことを伝え、寄り添いながら励ます。具体的な支援案を提示し選択させる。
- ④ 加害児童に対して事実関係を確認しながら全体状況を明らかにする。そして「いじめの行為は絶対に認められない」という毅然とした態度をとりながらも、加害児童の内面も受け止めていく。さらに、被害児童との関係修復に向けて自分ができることを考えるようにさせる。
- ⑤ いじめの事実を両保護者に伝え、今後の指導・支援について確認する。特に被害児童の保護者には、ニーズを聴きながら話し合う。また、指導の経過を随時報告しながら、家庭の協力を仰ぐ。

[保護者や地域との連携]

- ① 連絡帳等を通じて日常的に保護者から児童の様子について情報を得る。
- ② P T A校外指導部会で、地域における児童の様子や課題を話し合う。
- ③ 登下校巡視ボランティアの方や民生児童委員の方との情報交換会を定期的開催し、学校運営協議会でその情報を共有していく。

[関係諸機関との連携]

- ① 警察や児童相談所と連携を図るため、生徒指導研究推進会議での情報交換の内容を全職員で共有する。
- ② 必要に応じて、S CやSSWや医療機関、福祉機関等との連携を図る。